



2026年3月23日

各 位

会社名 S A A F ホールディングス株式会社
代表者 代表取締役 社長執行役員 左奈田 直幸
(コード：1447、東証グロース)
問合せ先 上席執行役員経営管理本部長 宗宮 伸英
(電話番号：03 - 6770 - 9970)

大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）に関する 共同協調行為の追加認定について

当社は、2026年2月25日付適時開示「当社株式等の大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）の導入について」にて公表いたしましたとおり、同日開催の取締役会において、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保する観点から、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されているものをいい、以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ(2)）として、当社株式の買付等への対応策（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決議しております。

そして、当社取締役会は、2026年3月16日付適時開示「大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）に関する共同協調行為の認定について」にて公表いたしましたとおり、同日に当社独立委員会から、2026年1月31日時点の株主名簿に記載された一部の株主である前俊守氏、浅賀裕美子氏、小白川貢氏、合同会社YN企画、情報システム販売株式会社、合同会社Happy horse、鈴木祥元氏、野本豊氏、アジア開発キャピタル株式会社、株式会社セラ・インターナショナル、日壁恵美子氏、株式会社アセットプロデュースおよび株式会社TMフィナンシャルストラテジー（以下「第1回認定対象株主」といいます。）の間において、共同協調行為が行われていると認定することに関する勧告書（以下「第1勧告書」といいます。）

す。)を受領いたしました。当社取締役会は、第1勧告書の内容を評価・検討し、同日2026年3月16日開催の取締役会において、第1回認定対象株主の間に共同協調行為が存在していると判断いたしました。

その後、当社独立委員会は、第1回認定対象株主以外の株主およびその関係者について、当社株式の保有状況ならびに公表資料および当社から提供を受けた資料に基づく動向を調査いたしました。その結果、当社取締役会は、本日2026年3月23日に当社独立委員会から、第1回認定対象株主と、2026年3月3日時点の株主名簿に記載された一部の株主である本多敏行氏、ミツワ樹脂工業株式会社、イーグルファンドSP4号有限責任事業組合（以下「第2回認定対象株主」といい、第1回認定対象株主とあわせて「本買付者等」と総称します。）により共同協調行為が行われていると認定する勧告書（以下「本第2勧告書」といいます。）を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本第2勧告書の内容

本第2勧告書において、当社独立委員会は、第2回認定対象株主と第1回認定対象株主との間において、当社株式に関して共同協調行為が行われていると認定したことについて勧告しております。

当該勧告の理由を含む本第2勧告書の全文（公表版）は、別紙をご参照ください。なお、別紙の本第2勧告書は、当社独立委員会の了承を得て、一部仮名とするとともに、マスクング（黒塗り）を行っております。

第2回認定対象株主

No.	会社名/個人名	代表者名
1	本多敏行氏	(個人)
2	ミツワ樹脂工業株式会社	平野正浩氏
3	イーグルファンドSP4号有限責任事業組合	組合員 イーグルベンチャーズ株式会社（職務執行者 渡邊正輝氏） 組合員 ミツワ樹脂工業株式会社（職務執行者 平野正浩氏）

2. 当社取締役会による第2回認定対象株主の間における共同協調関係の評価・検討の結果

当社取締役会は、当社独立委員会による本第2勧告書の内容はいずれも合理的であり、本第2勧告書記載の事実等から、本買付者等による共同協調行為が存在していることが合理的に推認されるところ、共同協調行為の存在を否定するような別段の事情も存在しないことから、本日開催の取締役会において、本買付者等による共同協調行為が存在していると判断いたしました。また、当社取締役会は、仮に本買付者等が本対応方針に記した買付者等（買付等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者）に該当するにもかかわらず、本買付者等が本対応方針に定めた手続を遵守せず、当社株式の買付等を実行したと認められる

場合には、本買付者等による買付等が撤回されない限り、本独立委員会の勧告に従い、本対応方針に定める手続に従って新株予約権の無償割当て等を実施する可能性があります。

当社独立委員会においては、本買付者等の株主およびその関係者についても、当社株式の保有状況ならびに公表資料および当社から提供を受けた資料に基づく今後の動向を踏まえて、その都度、共同協調行為の存否または本対応方針に定めた手続の違反等について判断し、随時に勧告を行う予定です。

当社の今後の対応につきましても、適時に開示を行ってまいります。

以 上

第2勧告書

(公表版)

SAAFホールディングス株式会社

独立委員会

2026年3月23日

2026年3月23日

SAAFホールディングス株式会社 取締役会 御中

当委員会は、当社取締役会から諮問を受けた事項について、本第2勧告書を提出いたします。

SAAFホールディングス株式会社 独立委員会

第1 はじめに

SAAFホールディングス株式会社（以下「当社」という。）は、2026年2月25日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保する観点から、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されているものをいい、以下「会社の支配に関する基本方針」という。）を決定するとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ(2)）として、当社株式の買付等への対応策（以下「本プラン」という。）を導入することを決議した。そして、当社取締役会は、2026年2月25日付けで、本プランの導入にあたり、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本買収防衛策の運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置することを決議するとともに、当委員会に対して、下記第2の事項（以下「本件諮問事項」という。）を諮問した。

今般、当委員会は、本件諮問事項について、2026年3月16日付勧告書（以下「第1勧告書」という。）において、当社の一部の株主により共同協調行為が行われていると認定することに関する勧告を行ったが、その後の調査の結果、さらに本第2勧告書のとおり勧告を行うこととした。

第2 諮問事項

2026年1月31日時点の当社株主名簿に記載された株主及びその関係者（以下「本特定株主」という。）について、当社株式に関して本プランに定める「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し

若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」（以下「共同協調行為」という。）に該当する行為を行ったと認められるか。

第3 検討の方法

当委員会は、各委員会会合において、本件諮問事項について、主に以下の方法により調査・検討し、下記第5記載の勧告の内容に至った。

1 共同協調行為等認定基準に基づく検討

当社は、当社の2026年2月25日付け「当社株式等の大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）の導入について」で公表されているとおり、共同協調行為がされたか否かを判断するための客観的な基準として、別紙1「共同協調行為等の認定基準」（以下「本認定基準」という。）を制定している。

第1勧告書に記載のとおり、当委員会は、本認定基準は、共同協調行為の有無に関し客観性をもって合理的に判断するのに適切かつ相当であるものと判断したことから、本認定基準に基づき、共同協調行為の該当性を検討した。

2 関連資料等の調査・検討

当委員会は、公表資料（当社及び各社の開示情報、新聞・雑誌・インターネット上の記事等を含む。）、当社から提供を受けた資料（当社株主名簿、振替口座簿記録事項通知、当社が取得した外部の調査会社作成に係る調査結果、当社が独自に入手した本件に関する計画メモを含む。）、並びに当社が本特定株主に対して送付した質問状（以下「本件質問状」という。）、及び当社が本特定株主から受領した各回答書に基づき、本認定基準に従って検討を行った（以上の当委員会が検討に用いた資料を総称して、「本件検討資料」という。）。

第4 前提事項

本第2勧告書は、以下の各事項を前提とする。

- (1) 本プランが、当社において、会社法、金融商品取引法、有価証券上場規程その他の適用法令等を遵守して導入されていること。
- (2) 本件検討資料の内容、及び当委員会が当社から説明を受けた情報が、本第2勧告書作成日現在において、真実、正確かつ完全であり、誤解を与えないために必要な情報が省略されていないこと。また、これらの資料の内容及び情報以外に、当委員会の勧告の内容に影響を及ぼす可能性のある重要な事実又は情報は存在しないこと。

第5 勧告の内容

当委員会は、本件諮問事項に対して、以下のとおり勧告をする。

下記に掲げる株主（以下「本認定対象株主」という。）は、第1勧告書において共同協調行為を認定した前俊守氏、浅賀裕美子氏、小白川貢氏、合同会社YN企画、情報システム販売株式会社、合同会社Happy horse、鈴木祥元氏、野本豊氏、アジア開発キャピタル株式会社、株式会社セラ・インターナショナル、日壁恵美子氏、株式会社アセットプロデュース及び株式会社TMフィナンシャルストラテジーとの間において（以下、本認定対象株主と併せ、総称して「本買付者等」という。）、当社株式に関して共同協調行為に該当する行為を行っていると思われる。

記

- 1 本多敏行氏（以下「本多氏」という。）

2 ミツワ樹脂工業株式会社（以下「ミツワ樹脂工業」という。）

3 イーグルファンドSP4号有限責任事業組合（以下「イーグルファンド」という。）

第6 勧告の理由

1 本特定株主による当社株式の取得及び処分の状況

本認定対象株主を含む本特定株主による当社株式の取得及び処分の状況は、別紙2のとおりである¹。

本多氏は、2026年1月末時点では、当社株式の保有数は0株であったところ²、同年2月18日から20日にかけて合計200,000株（0.818%）を取得し、同年3月3日時点では、同数を保有している³。

ミツワ樹脂工業は、2026年1月末時点では、当社株式の保有数は0株であったところ⁴、同年2月10日から3月2日にかけて、合計550,100株（2.3%）を取得した上、同年3月3日時点では同数を保有している⁵上、更に同年3月5日及び6日にも合計72,000株を取得し、同日時点で合計622,100株（2.5%）を保有するに至っている。

イーグルファンドは、2026年1月末時点では、当社株式の保有数は0株であったところ⁶、同年2月17日から同年2月24日までの間に合計546,800株

¹ 振替口座簿記録事項通知に基づく。

² 当社2026年1月末株主名簿参照。

³ 当社2026年3月3日株主名簿参照。

⁴ 当社2026年1月末株主名簿参照。

⁵ 当社2026年3月3日株主名簿参照。

⁶ 当社2026年1月末株主名簿参照。

(2.237%) を取得し、同年3月3日時点で、同数を保有するに至っている⁷。

以上のとおり、本多氏、ミツワ樹脂工業及びイーグルファンド（これらの主体は、S社（以下「S社」という。）との関係性が認められることから、以下、総称して「S社グループ」という。）は、当社株式の保有数について、2026年1月31日時点ではいずれも0株であったが、同年2月中旬以降3月上旬にかけて当社株式を取得し、同年3月3日時点において、当該株主グループ全体で合計1,296,900株（5.3%）を保有するに至っている。

2 本認定対象株主相互の関係

公開資料等によれば、S社グループには、以下の各事実が認められる。

(1) 本多氏

本多氏は、S社の代表取締役であり⁸、U社（以下「U社」という。）の社外取締役である⁹。

S社は、M社（以下「M社」という。）が、2013年11月に実施した新株式及び第1回新株予約権発行による第三者割当増資の際に、M社が財務アドバイザーとして起用したB社（以下「B社」という。代表取締役は、f氏である。）から、M社に対して、2015年10月末頃に紹介されたものであり、当該第三者割当増資に際して、M社のo代表取締役及びp取締役による訪問を受け、S社代表者本多氏は、前記o氏らと面談してM社の事業内容等の説明を受けるなどした¹⁰。

⁷ 当社2026年3月3日株主名簿参照。

⁸ S社の登記事項証明書参照。

⁹ 2025年6月27日付U社の有価証券報告書参照。

¹⁰ 2016年1月19日付M社の第三者割当による新株式及び第5回新株予約権発行に関するお知らせ参照。

なお、S社は、V社の株式に関し、個人Aとみなし共同保有者の関係にあったところ、個人A及びS社は、V社の株式に係る大量保有報告書及び変更報告書について法定の期限までに提出せず、また、虚偽の記載を行ったとして、2024年8月28日付けで金融庁から課徴金納付命令の決定を受けている¹¹。

(2) ミツワ樹脂工業

ミツワ樹脂工業は、2024年9月30日時点において、S社とともに、S社の代表取締役である本多氏が社外取締役を兼任するU社の大株主であった¹²。

また、ミツワ樹脂工業は、2024年3月31日時点で、S社及び本多氏とともに、W社（以下「W社」という。現X社）の大株主であり¹³、2025年3月31日時点で、本多氏とともに、V社の大株主であり¹⁴、加えて、2025年9月30日時点で、本多氏とともに、Y社の大株主であった¹⁵。

(3) イーグルファンド

イーグルファンドの組合員は、ミツワ樹脂工業である¹⁶。

¹¹ 2024年8月28日付け金融庁「V社に係る変更報告書の不提出等に対する課徴金納付命令の決定について」及び同日付け「V社に係る大量保有報告書等の不提出等に対する課徴金納付命令の決定について」参照。

¹² U社のホームページ、S社の登記事項証明書、2025年6月27日付U社の有価証券報告書及び2024年11月8日付U社の半期報告書参照。

¹³ W社（現X社）の2024年6月28日付け有価証券報告書

¹⁴ V社の2025年6月23日付け有価証券報告書

¹⁵ Y社の2025年6月30日付け有価証券報告書

¹⁶ イーグルファンドの登記事項証明書参照。

前俊守氏5.8% + 合同会社18.4% + その他応援団 (15.8%) = 40%目標にて株主提案予定。

メンバーは、S社から4名、前俊守氏、小白川氏、小林氏（未定）、n氏（未定）

ウ 本件計画メモの信用性

本件計画メモに高度の信用性が認められることは、第1勧告書において認定したとおりである。

本件計画メモには、「S社 [REDACTED] 本多敏行（中国人）」との記載があるところ、S社の実際の本店所在地も [REDACTED] であり、その代表取締役は本多氏である¹⁷。 [REDACTED]

[REDACTED]¹⁸。

また、S社に関しては、本件計画メモが作成されたと推定される2026年1月下旬頃において、「4,000,000株（約16%）を買付するよう依頼している状況」との記載があるところ、現実には、2026年1月31日時点においては、S社グループによる当社株式の保有は認められず、「依頼している状況」、すなわち依頼はしているが買付がまだ行われていないとの記載と矛盾のない状況である（S社グループは、同年2月10日以降、本多氏、ミツワ樹脂工業、イーグルファンドによる取得が進められ、同年3月3日時点において、この3者において1,296,900株（5.3%）の保有が認められる状態になっている）。

¹⁷ S社の登記事項証明書参照。

¹⁸ [REDACTED]

さらに、本件計画メモには、「メンバーは、S社から4名」との記載がある。この点、前俊守氏の2026年1月27日付け臨時株主総会招集請求書（以下「本件臨時株主総会招集請求書」という。）において取締役候補者として提案されている前氏、小白川貢氏、小林卓司氏、岩田康裕氏（以下「岩田氏」という。）、江本克也氏（以下「江本氏」という。）、池上聖次郎氏（以下「池上氏」という。）、高橋隆敏氏（以下「高橋氏」という。）のうち、池上氏及び高橋氏は、本多氏が社外取締役を務めるU社の社外取締役¹⁹であって、本多氏との明確な繋がりが認められる。また、岩田氏及び江本氏は、2022年12月以降、W社の社外取締役であるところ、S社及び本多氏個人は、2024年3月末から2025年3月末時点でW社の大株主である²⁰ことからすれば、岩田氏及び江本氏との関係性が推察される。すなわち、本件計画メモに記載の「S社から4名」は、岩田氏、江本氏、池上氏、高橋氏である蓋然性が認められる。

よって、本件計画メモに関しては、第1勧告書において認定した全般的な信用性に加えて、S社に関する記述についても、信用性が認められる。

（２） 前氏とS社との関係性

本件計画メモの記載から、S社に関しては、本件計画メモが作成されたと推定される2026年1月下旬頃において、「買付するよう依頼している状況」であったことが窺われるが、その後、2026年2月10日以降S社グループにおいて当社株式の取得が行われている状況や、本件臨時株主総会招集請求書においてS社に関係性のあると窺われる4名が取締役候

¹⁹ 本件臨時株主総会招集請求書参照。

²⁰ W社有価証券報告書（第30期及び31期）参照。

補者として株主提案されている事実に鑑みると、前氏らは、実際にS社及び本多氏からその協力を取り付けたものと強く推認できる。

4 共同協調行為を行っている株主の認定

(1) S社グループについて

S社グループにつき、本多氏、ミツワ樹脂工業、イーグルファンドについて共同協調行為が認められるか検討する。

まず、本多氏、ミツワ樹脂工業及びイーグルファンドは、いずれも2026年1月末時点では、当社株式の保有数は0株であったところ²¹、同年2月9日から集中的に取得を開始し、同年3月3日時点では、本多氏は200,000株（0.818%）に増加し、ミツワ樹脂工業は、550,100株（2.250%）に増加し、イーグルファンドは、546,800株（2.237%）に増加している²²のであって、同日時点で合計1,296,900株（5.3%）を保有するに至っている。これは、S社グループが、前氏による2026年1月27日付けの本件臨時株主総会招集請求書による、前氏の当社の経営権奪還のための株主提案と近接した時期に、発行済み株式数の5%以上という相当量の株式の取得をしているものと評価できる（本認定基準第1.ないし第3.）。

そして、前記3（2）において検討したとおり、本件計画メモの記載から、S社及び本多氏は、前氏らから、前氏の当社に対する株主提案において、前氏を株式数においても取締役候補者の提案においても支援するよう依頼されていたものと認められ、実際に、本件臨時株主総会招集請求書に記載の株主提案においては、S社の関与の蓋然性がある岩田氏、

²¹ 当社2026年1月末株主名簿参照。

²² 当社2026年3月3日株主名簿参照。

江本氏、池上氏、高橋氏を当社の取締役候補者として擁立させていることから、前氏と上記株主提案において共同協調する関係にあるものと認められる（本認定基準9.及び13.）。

さらに、本多氏は、S社の代表取締役であるとともに、U社の社外取締役でもあるところ、ミツワ樹脂工業はS社と共にU社の株主であり、U社を介してS社、本多氏、ミツワ樹脂工業の関係性が認められる。のみならず、ミツワ樹脂工業は、2024年3月31日時点で、S社及び本多氏とともに、W社（現X社）の大株主であり、2025年3月31日時点で、本多氏とともに、V社の大株主であり、加えて、2025年9月30日時点で、本多氏とともに、Y社の大株主であった。これらは単なる偶然とは到底考え難く、S社・本多氏・ミツワ樹脂工業との間では、他の上場会社における株券の取得が共通することや、資本的及び人的関係があることが認められる²³（本認定基準5.、8.及び9.）。

そして、イーグルファンドの組合員は、ミツワ樹脂工業であるから、イーグルファンドはミツワ樹脂工業と資本関係があるものと認められ、事実上一体のものである蓋然性が認められる（本認定基準8.及び9.）。

以上からすると、S社グループにつき、相互に強い資本的・人的関係が認められる本多氏、ミツワ樹脂工業及びイーグルファンドが、前氏らから依頼を受けて、前氏の本件臨時株主総会招集請求書の作成日である2026年1月27日に近接した前後の時期に当社株式を取得しているものと認められることから、前氏の経営権奪還の計画の支援として、共同して当社株式の購入を行い、5%超の保有割合とするに至っていると認められるから、前氏らとともに共同協調行為を形成していたことが強く推認

²³ 2025年6月27日付U社の有価証券報告書参照。

される。

(2) S社グループとB社グループとの繋がりについて

S社は、M社の新株式及び新株予約権発行による第三者割当増資の際にM社の財務アドバイザーであったB社によって、M社に対して紹介されていることから、S社とB社との間にかねてからビジネス上の関係が存在していたことは明らかであり、当該第三者割当の案件につき協力する経済的・人的関係にあったといえる（本認定基準9.及び13.）。

(3) 前氏グループとS社グループと他のグループの繋がりについて

第1勧告書において認定したとおり、前氏グループ（第1勧告書参照）、B社グループ（第1勧告書参照）及びF社グループ（第1勧告書参照）において当社株式に関する共同協調行為が認められる。

S社グループは、前記（1）で記載のとおり、本件計画メモの記載等から、前氏らによる依頼により、本多氏を中心とするS社グループが、前氏の当社への株主提案による経営権奪還の計画に協力することとなり、株式数の面でも株主提案候補者の点でも協力することとしたものと認定できる。このことは、前記（2）のとおり、S社とB社との間に経済的・人的関係性が存在することとも整合的である。

よって、S社グループは、前氏グループ、B社グループ及びF社グループで形成されると認められる共同協調行為に参加したものと合理的に推認される。

(3) 結論

以上の検討から、第1勧告書に記載の株主に加え、本多氏、ミツワ樹脂工業、イーグルファンドの3者について、共同協調行為を行っているものと合理的に推認することができ、各株主に対して送付済みの質問状

への回答状況等を踏まえても、かかる推認を覆すような事情は認められないことから、前記事情を総合考慮し、前記株主らについて、共同協同行為が行われていると合理的に認定できる。

第7 留保事項及び利用制限

1 留保事項

本第2勧告書は、本第2勧告書中に記載された事項に限定して解釈されなければならないが、本第2勧告書において明示的に述べられていない如何なる事項についても、類推又は拡大解釈されてはならない。

また、本第2勧告書は、本件検討資料の内容及び当委員会が当社から説明を受けた情報が本第2勧告書作成日現在において真実、正確かつ完全であり、誤解を与えないために必要な情報が省略されていないことを前提としており、当委員会は、それらの真実性、正確性、完全性等について、独自の検証を一切行っていない。

2 利用制限

本第2勧告書は、当社取締役会に対する本件諮問事項への勧告のみを目的とするものである。したがって、当社取締役会は、本第2勧告書の内容について、当委員会の全委員の書面又は電磁的記録による承諾を得ない限り、上記以外の目的で利用してはならない。

以 上

共同協調行為等の認定基準

- ※ 本基準は、本対応方針で定義される買付者等を含む「非適格者」の認定に際して、「これらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」に当たるか否かを判定するための基準として用いるものであるが、「買付者等」の認定の前提となる「買付等」の認定に際して、「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かを判定するための基準としても用いることとする。
 - ※ 認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。）について、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案したうえで、総合判断の方法により行われるべきものとする。
 - ※ 以下「買付者等」には、「買付者等」の親会社及び子会社（買付者等を含め、「買付者等グループ」という。）、買付者等グループの役員及び主要株主を含むものとする。
1. 当社株券等を取得している時期が、買付者等による当社株券等の取得又は重要提案行為等の当社経営支配権の実質的な取得ないし当社経営への実質的影響力の獲得行動が行われている期間と重なり合っているか
 2. 取得した当社株券等の数量が相当程度の数量に達しているか
 3. 当社株券等の取得を開始した時期が、買付者等による当社株券等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明等、買付者等による当社の経営支配権の実質的な取得ないし当社経営への実質的影響力の獲得行動が開始された時期に近接し、又は本対応方針に係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日等、買付者等の行動に関連するイベントと近接しているか
 4. 市場における当社株券等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株券等を取得している等、買付者等による当社株券等の取得の時期及び態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
 5. 買付者等が株券等を取得している（又は取得していた）他の上場会社の株券等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該特定の

株主のそれと重なり合っているか

6. 上記5の重なり合う期間において、当該他の上場会社（買付者等とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が買付者等のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か
7. 上記5記載の当該他の上場会社において、当該認定対象者及び買付者等（並びに認定対象者以外の者で買付者等と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値又は株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生又はそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特別注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式又は新株予約権の発行）が生じているか。生じているとして企業価値又は株主価値の毀損のおそれはどの程度か
8. 買付者等との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在している又は存在していたことがあるか
9. 買付者等との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係等準じる関係を含む。以下同じ）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している若しくは存在していたこと、又は、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である若しくはあったことがある等の人的関係が存在するか
10. 当社に対する株主権（共益権）の行使が買付者等のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、この10を唯一の根拠として「非適格者」と認定してはならないものとする。）
11. 当社の事業や経営方針に関する言動等が買付者等のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、この11を唯一の根拠として「非適格者」と認定してはならないものとする。）
12. その代理人やアドバイザーが、買付者等のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、及び／又は親族関係その他の人的関係がある等、買付者等との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。）
13. その他、買付者等との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

S社グループ

25年

	ミツワ樹脂工業	イーグルファンド	本多氏
8/16			
8/19			
8/20			
8/22			
8/25			
8/26			
8/27			
8/28			
9/2			
9/3			
9/5			
9/9			
9/10			
9/11			
9/17			
9/18			
9/24			
9/30			
10/31			
11/4			
11/5			
11/6			
11/11			

26年

	ミツワ樹脂工業	イーグルファンド	本多氏
11/12			
11/14			
11/17			
11/20			
11/21			
12/24			
12/29			
1/6			
1/7			
1/8			
1/20			
1/21			
1/22			
1/23			
1/27			
1/28			
1/29			
1/30			
1/31	0	0	0
2/2			
2/3			
2/4			
2/5			
2/6			
2/9			

	ミツワ樹脂工業	イーグルファンド	本多氏
2/10	17,500		
2/12	53,500		
2/13	143,500		
2/16	170,500		
2/17	206,000	452,200	
2/18	258,700		100,000
2/19	298,700	524,500	180,000
2/20		526,800	200,000
2/21			
2/22			
2/23			
2/24		546,800	
2/25			
2/26			
2/27	543,100		
2/28			
3/1			
3/2	550,100		
3/3			
3/4			
3/5	598,100		
3/6	622,100		
3/7			
3/8			
3/9			

	ミツワ樹脂工業	イーグルファンド	本多氏
3/3時点	550,100	546,800	200,000
	2.250%	2.237%	0.818%

